

特集：日本・モンゴル経済連携協定5周年：概観と分析

ERINA 調査研究部主任研究員
エンクバヤル・シャクダル

モンゴルにとって初めての自由貿易協定となる日本・モンゴル経済連携協定（日モEPA）が発効して5年が経過した。この協定は2015年2月10日に東京で締結され、2016年6月7日に発効した。その目的は、両国の間における貿易・投資を自由化・円滑化し、貿易に対する関税・非関税障壁を削減することである。協定は、物品・サービスの貿易、原産地規則、税関手続、衛生植物検疫措置、非関税障壁、投資、ビジネス環境の改善、知的財産、電子商取引、競争、紛争解決、協力、自然人の移動、政府調達など幅広い問題について規定する内容となっている。

2021年10月8日に、ERINAとモンゴル国立商科大学（NUCB）はオンラインによる共同ワークショップを開催し、日モEPA発効後の貿易・投資の動向を議論し、問題点や課題について、特にモンゴルから日本への物品の輸出の潜在的な機会について詳細に検討した。本ワークショップは、モンゴル人の研究者や政策担当者の協力を仰ぎ、毎年開催されており、今回で11回目となる。NUCB、モンゴル国立大学（NUM）、韓国外国語大学校、モンゴル外務省貿易経済協力局、モンゴル税関総局、モンゴル商工会議所（MNCCI）、モンゴル規格・度量衡庁、モンゴル科学アカデミー国際研究所、ドイツ国際協力協会（GIZ）モンゴル事務所から20名余りが参加した。

今号の特集はワークショップで報告された以下の3本の論文を収録している。

最初の論文は、NUCB 貿易・マーケティング学部長オトゴンサイハン・ニヤムダー氏、NUM マーケティング・貿易学部准教授ノミンツェツェグ・ウルジーオチル氏、モンゴル税関総局国際協力部上級関税官ツェンドスレン・ダワル氏による「日本・モンゴル経済連携協定の下での二国間貿易の変化」である。この論文は、日モEPAの交渉過程と協定発効後における二国間

貿易の規模と構成の変化について分析を行っている。モンゴルは、2007年にこの協定の締結に向けて動き出し、2010年に政府間の合同研究会が設置された。その後、2014年までに7回にわたって二国間交渉が行われ、2015年に協定が締結された。著者らは、協定発効後に貿易が着実に増加しているが、日本からモンゴルへの輸入の一方的な側面が強いことを指摘している。貿易構成にはほとんど変化が見られない。ただし、新品タイヤの関税撤廃によってタイヤ輸入が中古品から新品に代替されるなどプラスの影響も見取れる。しかし、モンゴルからの日本への輸出は、ペットフードなど一部の品目を除き、量・構成ともに大きな変化は見られない。

二本目の論文は、一本目の論文の著者であるノミンツェツェグ・ウルジーオチル氏およびオトゴンサイハン・ニヤムダー氏、並びにチンギスハーン国際空港税関上級職員チムゲレル・チョイドルジ氏による「日本・モンゴル経済連携協定による自由貿易協定の活用について」である。この論文は、貿易データに基づく協定の利用率の推計と、日本と取引しているモンゴルの主要企業に対するアンケート調査に基づいて、日モEPAの活用状況を分析している。分析からは、日本からモンゴルへの輸入において、協定の特恵を活用した輸入は全体の50%未満であり、この比率がCOVID-19やその他の技術に関わる非関税貿易障壁により2020年と2021年に大きく低下したことが明らかとなった。著者らは、協定の特恵関税率が変動的であるにもかかわらず、モンゴルの地元企業はこの協定についてかなりよく認識していると論じている。しかし、原産地規則、衛生植物検疫措置、その他の原産国・相手国の技術的規制などの非関税障壁や技術的障壁、COVID-19の世界的流行に対応するために貿易に課せられた様々な制限が、モンゴル企業による協定の広範な活用を妨げ

る大きな障害になっていることが明らかになった。著者らは、自由貿易協定や経済連携協定を支援・促進する専門機関を設置することによって、企業による協定のさらなる有効活用を促進できると提言している。

三本目の論文は、韓国外国語大学講師ムフナサン・ガンツムル氏およびNUM講師ズルバヤル・ウルジーバヤル氏による「日本の対モンゴル直接投資」である。この論文は、日モEPA発効以降における日本からモンゴルへの直接投資（FDI）の状況とその誘致の方法を検討する内容となっている。協定発効以降、日本からのFDIは増加傾向にあり、モンゴルの市場や事業提案が日本人投資家にとって魅力的なものとなっている。しかし、より多くの投資を日本から誘致するためには、モンゴルにおけるビジネスチャンスや起業機会に関して情報発信するなど、一層の行動が必要になる。また、筆者らは、日本の産業・農業・ハイテク技術の移転を促進するための技術移転ハブをモンゴルに設立することを提言している。

今号には収録されていないが、共同ワークショップではさらに二本の論文が報告された。

一つは、モンゴル税関総局国際協力課国家関税査察官のバヤルサイハン・デルゲル氏による「日本・モンゴル経済連携協定における原産地規則に関する問題」である。この報告は、日モEPAにある原産地規則の規定を紹介し、それを遵守する際にモンゴルの輸出業者が直面する問題を検討する内容であった。例えば、モンゴルの主要な対日輸出品目である羊毛カーペット、フェルトスリッパ、シーバックソーンの果汁は、現行の原産地規則を満たさないため、特恵関税措置が適用されない。協定上、生産のための投入物の輸入は製品価格か重量いずれかの10%未満でなければならないが、通常、上記の製品

はこの基準を超えている。報告者は、製品を原産地規則に適合させるために、モンゴルの生産者は新技術を導入し、原材料を輸入品から国産品に置き換える方法を見つけなければならない、と指摘している。

もう一つの報告は、NUCB 貿易・マーケティング学部准教授ムンフバヤスガラン・ガ

ンボルド氏と同上級講師のムンフエレデネ・トゥヴシントグス氏による「日本・モンゴル経済連携協定の下でのモンゴルから日本への乳製品の輸出の可能性についての研究」である。報告者らはこれまでに自分たちが行ってきた研究を踏まえ、モンゴルの牛乳・乳製品の潜在力は大きく、日本市場においてバターやチーズなどの乳製品、

特にその有機品種の有望なサプライヤーになりうると述べている。他の主要供給国に比べて日本との距離が近いことも、モンゴルの優位性として指摘された。しかし、牛乳や乳製品は特惠関税や非関税待遇の対象外であるため、モンゴルの生産者は他の国の供給者と同じ条件で競争していかなければならない。